

保発 0 4 2 3 第 1 号
平成 2 2 年 4 月 2 6 日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

医療機関における適正受診に係る普及啓発について

我が国の医療をめぐる課題は、医療現場の疲弊や医師不足といった課題が指摘されているところであり、こうした現在の医療現場が抱える問題に対応するため、平成 2 2 年度診療報酬改定においては、病院勤務医の負担の軽減に資する項目等について、重点的な評価を行いました。

医療現場における医師の過重な勤務などの問題を解決していくには、こうした診療報酬上の対応だけでなく、医療を受ける患者側も適切な受診を行うなどの協力を行うことが求められます。この点については、本年 2 月 1 2 日に中央社会保険医療協議会においてとりまとめられた平成 22 年度診療報酬改定における答申書の付帯意見において、「救急医療機関の勤務医の負担を軽減する観点から、保険者や地方公共団体をはじめとする各関係者は、医療機関の適正受診に関する啓発を行うこと。また、その効果が現れない場合には、更なる取組について検討を行うこと。」という意見が示されたところです。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、医療機関における適正受診を図るための周知啓発の例を、別紙の通り作成しましたので、都道府県におかれては、これを参考に管内各保険者に対し、被保険者への周知啓発に取り組んでいただくよう指導方よろしく願いいたします。

なお、この医療機関の適正受診に関する周知啓発のためのポスター及びパンフレットの作成費用については、平成 2 2 年度の特別調整交付金の交付対象とする予定としております。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進において、後発医薬品希望カードやパンフレット等の作成（購入）及び後発医薬品を利用した場合の個人宛の自己負担額軽減の周知やシステム開発に要した費用がある場合、「特別調整交付金（その他特別の事情がある場合）の交付基準について」（「平成 21 年 11 月 9 日保国発 1109 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知」）により特別調整交付金を交付したところですが、平成 2 2 年度も引き続きこれを交付対象とする予定としています。



医療機関・薬局の受診等にあたっての留意点

現在、休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しており、そのことが病院勤務医の負担が過重となる原因のひとつにもなっています。また、休日・夜間は医療機関に支払われる医療費も高く設定されており、窓口負担も高くなります。

必要な人が安心して医療が受けられるようにするとともに、最終的に保険料や窓口負担として皆様に御負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診等する際には、以下のことに留意しましょう。

- ・ 休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。
- ・ 夜間・休日にお子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急電話相談（＃８０００）の利用を考えましょう。小児科の医師や看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。
※ 小児救急電話相談が利用できる時間はお住まいの自治体によって異なります。
- ・ かかりつけの医師を持ち、気になることがあったらまずはかかりつけの医師に相談しましょう。
- ・ 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。
- ・ 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。（薬のもらいすぎに注意しましょう。）
- ・ 薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。
- ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品よりも安くすみます。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示することなどにより、後発医薬品の利用について相談にのってもらうことができます。